



2022年2月14日

(TEL. 03-5283-6911)

各 位

会 社 名メディカル・データ・ビジョン株式会社代表 者名 代表 取締役社長 岩崎 博之<br/>(コード番号:3902)問合せ先 執行役員経営企画本部長 鬼原 正博

# 定款の一部変更及び社外監査役の追加選任に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第19期定時株主総会に対して、下記のとおり「定款の一部変更」及び「社外監査役の追加選任」を伴う各議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

## 1. 定款の一部変更について

### (1) 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものです。

# (2) 変更の内容

変更の内容は以下とおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現	行	定	款	変	更	案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。					(削 除)	
(新 設)			参考書類 提供措置 2. 当会社 法務省令 いて、議	、株主総会の招集等の内容である情報をとるものとする。は、電子提供措置をで定めるものの全部決権の基準日までは対して交付する書間	限について、電子 ととる事項のうち いまたは一部につ に書面交付請求し	

	<del>-</del>
(新 設)	_(附則)_
	第1条 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のイ
	ンターネット開示とみなし提供)の削除およ
	び変更後定款第17条(電子提供措置等)の新
	設は、会社法の一部を改正する法律(令和元
	年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定
	する改正規定の施行の日(以下「施行日」と
	いう)から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月
	以内の日を株主総会の日とする株主総会につ
	いては、変更前定款第17条はなお効力を有す
	3.
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日ま
	たは前項の株主総会の日から3か月を経過し
	た日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 定款変更の効力発生日(予定) 2022年3月29日2022年3月29日

- 2. 社外監査役の追加選任の件(異動予定日:株主総会開催予定の2022年3月29日)
  - (1) 社外監査役の追加選任の理由

新たに社外監査役候補者として選任を付議する髙木政秋氏につきましては、当社が新たな事業分野や業務範囲のさらなる拡大を進めるなかで、長年にわたる監査法人での会計監査、株式公開、組織再編及び事業再生等の豊富な経験と高い知見に加え、公認会計士としての専門知識や常勤監査役としての経験を有していることが、客観的視点で独立性をもった経営の監視と有効な助言を期待できることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、独立性のある社外監査役候補者として追加選任を付議するものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

### (2) 社外監査役候補者の略歴と選任の理由

氏名	略歴及び重要な兼務の状況				
	1986年 4月 日産自動車株式会社入社				
	1990年 12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社				
	1995年 7月 等松・トウシュロスコンサルティング株式会社				
	(現アビームコンサルティング株式会社)出向				
	2003年 7月 株式会社みずほ銀行本店事業調査部出向				
たかき まさあき 高木 政秋	2006年 7月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)				
(1963年10月4日生)	広島事務所監査部門				
	2012年 7月 同社東京事務所トータルサービス部				
	2020年 4月 株式会社ネオキャリア常勤監査役				
	2021 年 10 月 jinjer 株式会社監査役(現任)				
	(重要な兼職の状況)				
	jinjer 株式会社監査役				

#### 【選任の理由】

長年にわたる監査法人での会計監査、株式公開、組織再編及び事業再生等の豊富な経験と高い知見に加え、公認会計士としての専門知識や常勤監査役としての経験を有していることから、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。同氏は、社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(注) 髙木政秋氏は、社外監査役候補者です。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の

要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合、独立役員として指定し、同取引所に 届ける予定です。

以上